

# 「田舎で働き隊！」事業 研修申込規約

株式会社アミタ持続可能経済研究所  
制定日：平成21年6月8日

株式会社アミタ持続可能経済研究所（以下「当社」といいます）は、農林水産省補助の「田舎で働き隊！」事業に関する研修（以下「本研修」といいます）実施について、以下のとおり研修申込規約（以下「本規約」といいます）を定めます。本研修に参加を希望される方は本規約をご承諾のうえ、本研修にお申込ください。

## 第1条（目的）

当社は、本規約に定める条件に従い、本研修を実施いたします。なお、本研修の詳細は、別途当社が実施する本研修に関する事前説明会または各種配布資料にて説明、記載いたします。

## 第2条（参加資格）

1. 本研修は、全日程に参加できる方、報告会（研修終了後東京で開催予定）へ参加できる方、本研修終了後のレポート（800字程度）提出ができる方、本研修に対して自己責任が取れる方を対象としております。
2. 田舎での実践的な研修を行いますので、体力的な負荷や危険が伴うことを予めご了承ください。
3. 傷害保険等の加入を必須とさせていただきます。本研修の開始前までに、傷害保険等の加入を証する書類をご提出頂きます。
4. 特定の研修では更に参加条件等を加える場合がございます。詳細は当社事前説明会、パンフレット等にてご確認ください。

## 第3条（参加申込）

1. 本研修の参加希望者は、以下の研修参加エントリーフォームから研修参加申込手続きを行なってください。
2. 研修参加申込手続き時に虚偽の申請があった場合、当社は本研修中の怪我、病気等のトラブルに責任を負うことができませんのでご注意ください。
3. 研修参加申込手続き完了後、当社が参加希望者に対して送信する研修参加申込受付完了メールの送信が完了した時点をもって本研修の申込完了といたします。（以下、申込が完了した参加希望者を「申込者」といいます。）
4. 当社からの研修参加申込受付完了メールが届かない場合、申込手続きが完了していない場合がございますので、当社が別途お知らせする「田舎で働き隊！問合せ窓口」までメールにてお問合せください。なお、無料メール（フリーメール）からは当社の問合せ窓口へ送信が出来ない場合があります。その場合、お手数ですが携帯電話等からメール送信をお願いいたします。
5. 当社は申込者に対し、本研修に係る各種ご連絡をさせて頂く場合がございます。当社が申込者に対して連絡を取ることが出来ない場合、当社は他の参加希望者の申込を優先させることが出来るものとします。
6. 当社は、申込者が次の各号に該当する場合、本研修の参加をお断りする場合があります。
  - (1) 病気その他の理由で行程に耐えられないと認められる場合。
  - (2) 本研修の關係者に迷惑を与え、本研修の円滑な実施を妨げる恐れがある場合。
  - (3) 研修内定後に犯罪、破廉恥行為その他社会的に不名誉な行為を行ったとき、または、研修選考時に過去の行為を秘匿、または偽造していたことが判明したとき。
  - (4) 研修参加申込完了時には予想できなかった会社の経営環境の悪化、事業運営の見直し等が行われたとき。
  - (5) 研修参加同意書に虚偽の記載があった場合。
  - (6) その他本研修への参加が困難であると当社が判断する場合。

## 第4条（研修生の決定）

1. 当社は、申込者の中から、書類及び面談により本研修に参加される研修候補生を選考致します。選考にあたり、当社は必要に応じて本研修の候補地での実地面談を行う場合があります。なお、当社の選考基準は開示することが出来ませんので予めご了承ください。
2. 前項の選考を経て、当社は研修候補生を決定し、研修地及び研修期間を定めた決定通知及び研修参加同意書を送付致します。
3. 当社からの決定通知を受けた方は、研修参加同意書にご署名・ご捺印のうえ当社宛にご返送ください。研修参加同意書が当社に届いた時点をもって、研修参加の決定と致します。（以下、研修参加が決定した方を「研修生」といいます。）

## 第5条（キャンセル）

1. 前条の研修参加決定後、原則として研修生都合による本研修のキャンセルは受付出来ません。但し、止むを得ない事由がある場合、本研修開始日の10営業日前までに、当社まで別途お知らせする連絡先までご連絡をお願いいたします。なお、無料メール（フリーメール）からは当社問合せ窓口へ送信が出来ない場合があります。その場合、お手数ですが携帯電話等からメール送信をお願いいたします。当社がキャンセルを承諾し、研修生に対してキャンセル受付確認メールを送信した時点をもって、本研修のキャンセル完了といたします。
2. 本研修開始日の10営業日を過ぎて、研修生都合によるキャンセルが行なわれた場合、または、当社へのキャンセルの連絡なく本研修に参加されなかった場合、当社はキャンセル料として本研修の実施に要する実費（交通費・家賃）を請求させて頂くことがありますのでご注意ください。

## 第6条（中止）

当社は、止むを得ない事由がある場合、本研修を中止することが出来るものとします。

## 第7条（中断）

1. 当社は、研修地が天災地変等の不可抗力により研修の実施が困難になった場合、または当社が本研修の実施が困難であると判断する場合、本研修の実施中であっても当社は本研修を中断することが出来るものとします。なお、中断中の活動費は原則お支払いできません。
2. 原則として研修生の都合による本研修の中断は出来ません。但し、止むを得ない事由がある場合、当社までご連絡をお願い致します。当社への連絡なしに研修生が本研修を中断した場合、当社が本研修の実施に要した費用を請求させて頂くことがありますのでご注意ください。

## 第8条（報告・連絡義務）

1. 研修生には、研修期間中当社が定める方法に従い本研修の日報をご提出頂きます。
2. 研修生は、研修期間中、本研修の継続に支障をきたす恐れがある事態が発生、またはそれらの行為を発見した場合、速やかに当社が別途お知らせする連絡先まで連絡・報告をお願い致します。

## 第9条（研修手当）

1. 当社は、本研修の参加にかかる活動費（以下「研修手当」といいます。）として、研修生に対し以下の金額をお支払いいたします。当該研修手当には、宿泊費（家賃）・食費・傷害保険料などの本研修に要する必要経費が含まれるものとし、本研修生は必要経費を自己の責任において支払うものとします。なお、研修手当のうち、一部を本研修の受入団体または研修地の自治体が研修生に対して支払いを行う場合があります。また、月の途中からの研修開始、終了の場合は日割り計算にて研修手当をお支払い致します。

参加費用 : 金140,000円/月（消費税込）

源泉税 : 金14,000円/月

支払金額 : 金126,000円/月（消費税込）

2. 前項の定めに加え、本研修が中断した場合は、当社は中断期間について研修手当の支払義務を負わないものとします。この場合、当社は当該中断期間を控除し、日割り計算にて研修手当をお支払い致します。
3. 当社は、研修生が本研修に参加するために要した交通費の実費をお支払い致します。研修生は、研修地への交通経路を事前に当社に申告するものとし、当該交通経路の交通費の領収書を当社に提出して頂きます。但し、研修生都合により本研修を途中で終了する場合、交通費は研修生の自己負担とさせて頂きます。
4. 当社は、研修手当及び交通費を、毎月月末を締め日として翌月末日までに研修生の指定する銀行口座に振込入金する方法にて甲に支払います。

## 第10条（宿泊施設）

研修期間中の宿泊施設は、原則として当該宿泊施設の所有者または管理者と研修生との間で契約を締結し、研修生の責任において家賃の支払い及び宿泊施設の使用を行って頂きます。

## 第11条（肖像権の利用）

当社は、「田舎で働き隊！」事業の運営・広告・宣伝のために必要な範囲で、申込者の氏名、経歴及び本研修において当社が撮影した写真、動画等に含まれる申込者の肖像権等を、当社及び当社のグループ会社間で使用することができるものとします。

## 第12条（守秘義務）

申込者は、当社事前説明会及び本研修参加中に知り得た当社及び本研修の受入団体の機密事項のほか、当社及び本研修の受入団体の不利益となる事項を他に漏洩してはならないものとし、研修終了後も同様とします。

## 第13条（個人情報の取り扱い）

当社は、研修参加申込手続き時に提供頂いた申込者の個人情報を、アマタグループの個人情報保護方針に従い取り扱うものとします。

## 第14条（知的財産権の取扱い）

研修生による本研修遂行の過程またはその結果において、研修生が何らかの知的財産（工業所有権、著作権、回路配置利用権、種苗法に基づく育成者権、ノウハウ及びその他一切の知的財産をいう。）をなした場合、かかる知的財産に関する権利については、当社、本研修の受入団体及び研修生間に書面による別段の合意がある場合を除き、当社に帰属するものとします。

## 第15条（特記事項）

1. 当社は、本規約に加え、研修地毎の個別研修申込み規約を定める場合がございます。その場合、当該個別研修申込み規約の規定が優先するものとします。
2. 当社は、申込者への了解を得ることなくいつでも本規約を変更することができるものとします。変更後の規約は、当社が申込者に対して規約を変更した旨の通知をした時点から効力を生じるものとし、当該通知以降の当社と申込者間の本研修に関する条件は、改訂後の規約が適用されるものとします。

以上